



平成28年 5月13日

各 位

会 社 名 フランスベッドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 池 田 茂
(コード番号 7840 東証 第一部)
問合せ先 取締役(経理グループ担当) 島 田 勉
(TEL 03-6741-5501)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月24日開催予定の第13期定時株主総会でご承認をいただくことを前提として、監査等委員会設置会社に移行することを3月24日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、複数名の社外取締役から構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日(金)

定款変更の効力発生日 平成28年6月24日(金)

以 上

(別紙)

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 任期の満了前に退任した<u>取締役</u>の補欠として選任された<u>取締役</u>の任期は、退任した<u>取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第6条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 任期の満了前に退任した<u>監査等委員</u>の補欠として選任された<u>監査等委員</u>の任期は、退任した<u>監査等委員</u>の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="280 208 791 331"><u>3 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="197 394 341 427">(取締役会)</p> <p data-bbox="197 443 456 477">第 <u>21</u> 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 535 600 568">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="197 584 791 663">第 <u>22</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="280 721 791 898">2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="197 1003 400 1037">(取締役の任務)</p> <p data-bbox="197 1052 464 1086">第 <u>23</u> 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 1144 488 1178">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="197 1193 791 1413">第 <u>24</u> 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="280 1429 791 1559">2 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p data-bbox="197 1617 632 1650">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="197 1666 456 1700">第 <u>25</u> 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 1758 515 1792">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="197 1807 456 1841">第 <u>26</u> 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 1899 515 1933">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="197 1948 456 1982">第 <u>27</u> 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1070 208 1153 241">(削除)</p> <p data-bbox="820 394 963 427">(取締役会)</p> <p data-bbox="820 443 1094 477">第 <u>20</u> 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 535 1222 568">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="820 584 1414 707">第 <u>21</u> 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="903 721 1414 943">2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="820 1003 1023 1037">(取締役の任務)</p> <p data-bbox="820 1052 1094 1086">第 <u>22</u> 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 1144 1110 1178">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="820 1193 1414 1368">第 <u>23</u> 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="903 1429 1414 1559">2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p data-bbox="820 1617 1254 1650">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="820 1666 1094 1700">第 <u>24</u> 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 1758 1137 1792">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="820 1807 1094 1841">第 <u>25</u> 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 1899 1137 1933">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="820 1948 1094 1982">第 <u>26</u> 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(相談役、顧問) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程) 第 31 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の設置)</u> 第 32 条 当会社は監査役を置く。</p> <p><u>(員数)</u> 第 33 条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(相談役、顧問) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役会) 第 36 条 当社は、<u>監査役会</u>を置く。</p>	<p>(監査等委員会) 第 32 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(常勤の監査役) 第 37 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) 第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 38 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議) 第 39 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議) 第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(報酬等) 第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 41 条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、同法第 423 条第1項の監査</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 42 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 43 条 ~ 第 44 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当の基準日) 第 47 条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第 48 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程) 第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 37 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 41 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3月 31 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当社は、第 13 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第1項の定めるところによる。</u></p>